

胎内市学生応援飲食店利用券取扱店募集要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学生生活に影響を受けている胎内市内の大学（新潟食料農業大学）の学生を支援するため、市内の飲食店の利用券を発行する事業を実施するに当たり、その利用券を使用できる店舗等（以下「取扱店」といいます。）の募集に関して定めるものです。

2 事業主体

胎内市

3 利用券の概要

(1) 名称

胎内市学生応援飲食店利用券

(2) 発行額

総額 146 万 2,500 円分、585 冊（1 冊 2,500 円分）を予定

(3) 券面額等

500 円の券 5 枚で 1 冊

(4) 配付対象者

新潟食料農業大学に在学する学生のうち、交付を希望するもの

（対象の学生 1 人当たり 1 冊を配付。なお、利用券の交付を希望しない方には、2,500 円分相当の食料品を提供します。）

(5) 利用券を使用できる期間

令和 4 年 6 月 1 日（水）から令和 4 年 11 月 30 日（水）まで

4 取扱店の登録要件と登録方法

(1) 要件

胎内市内に店内での飲食の提供を主とする店舗を有し、次の全ての条件を満たす事業者

- ① 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得していること。
- ② 飲食スペースを持つ固定施設を備える店舗があること。
- ③ 業界団体が示すガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を講じていること。
- ④ 胎内市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 23 号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 登録方法

別紙「胎内市学生応援飲食店利用券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、申請期限までに以下の申込先へ提出してください。（郵送提出可）

(3) 申請期限

5 月 16 日（月）※期限後に登録を希望する場合は、お問い合わせください。

(4) 提出先

〒959-2693 胎内市新和町2番10号 胎内市総合政策課 行革協働係

5 取扱店の負担

換金手数料の負担はありません。

6 取扱店であることの周知方法

胎内市ホームページに記載するほか、利用券に当該ページの二次元バーコードを掲載します。

7 利用券を使った取引とその留意事項

- (1) 取扱店での飲食サービスの提供（テイクアウトを含む。）に利用できます。
- (2) お酒・アルコール類には利用できません。
- (3) つり銭は支払いません。
- (4) 現金とは引き換えません。
- (5) 発行番号のない利用券は無効です。
- (6) 盗難、紛失又は滅失等に対し、市はその責めを負いません。

8 利用券の換金

- (1) 取扱店は、指定する請求書に受け取った利用券を添え、毎月10日までに提出先に提出してください。（数か月分をまとめて提出いただいても構いません。）
- (2) 市は、請求書に基づき、速やかに指定された預金口座へ振り込みます。

連絡先 胎内市役所 総合政策課 行革協働係 電話：0254-43-6111（内線1363）